

# 千葉県高齢者虐待対応マニュアル

令和8年3月

千葉県健康福祉部



## はじめに

平成18年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）が施行され、19年が経過しました。

この間、平成18年度に608件だった千葉県の実家庭における高齢者虐待の通報件数は、令和6年度には2,022件と3倍以上の件数となり、今後も高齢化に比例して増加していくことが見込まれています。

高齢者虐待件数の増加に応じ、生命に危険が及ぶ恐れのあるケースや表面に現れず気づきにくいケースなど、その内容も複雑化してきています。

中には、養護者の介護負担やストレスから虐待につながってしまう場合や、養護者自身も虐待行為と気づいていない場合なども見受けられ、市町村において対応に苦慮するケースも少なくありません。

高齢者虐待は重大な人権侵害であり、緊急に防止対策に取り組むべき課題です。

早期発見や的確・迅速な対応がより一層求められてきています。

県では、令和6年3月に策定した「千葉県高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）」において、「高齢者の権利擁護の推進」を重要な施策の一つと位置付け、市町村や地域包括支援センターの職員及び介護サービス事業者を対象とした研修や、困難事例に対して、千葉県弁護士会及び一般社団法人千葉県社会福祉士会の御協力のもと、個別ケース会議等に弁護士と社会福祉士から成る専門職チームを市町村に派遣するなど、市町村等における高齢者虐待への対応を支援することとしています。

このマニュアルは、平成18年11月に策定し、平成31年3月に改訂された「千葉県高齢者虐待対応マニュアル」を、令和7年3月に改訂された「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）」の内容を踏まえながら、より実践的な内容に改訂したものです。

実際に高齢者虐待対応に当たる市町村や地域包括支援センターの職員の皆様はもとより、日々、高齢者と接する機会が多い在宅介護サービス・施設サービス事業者の皆様の高齢者虐待への気づきの一助となることを願っております。

結びに、当マニュアルの作成に当たり、御協力をいただきました有識者の皆様や監修いただきました一般社団法人千葉県社会福祉士会、そして、事例等の提供に御尽力をいただきました関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和8年3月

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長 中里 幸治

# 目次

|   |    |
|---|----|
| 高齢者虐待対応フロー .....                              | 1  |
| 第1章 養護者による虐待への対応（市町村における業務） .....             | 7  |
| Ⅰ 高齢者虐待対応の視点 .....                            | 9  |
| 1 権利擁護の重要性 .....                              | 9  |
| （1）高齢者虐待対応における権利擁護 .....                      | 9  |
| （2）法制度を活用した支援 .....                           | 10 |
| （3）支援と介入 .....                                | 10 |
| （4）適切なタイミング .....                             | 10 |
| （5）権利擁護を権利侵害にしないために .....                     | 11 |
| 2 養護者による高齢者虐待への体制整備 .....                     | 11 |
| （1）市町村の責務と役割 .....                            | 12 |
| （2）市町村による判断とそのための協議の場の設定 .....                | 12 |
| （3）市町村が整備すべき体制 .....                          | 13 |
| （4）県の責務と役割 .....                              | 15 |
| （5）国の責務と役割 .....                              | 16 |
| 3 養護者による高齢者虐待のとりえ方 .....                      | 16 |
| （1）「高齢者」のとりえ方 .....                           | 16 |
| （2）「養護者」のとりえ方 .....                           | 16 |
| （3）「養護者による高齢者虐待」の定義と類型 .....                  | 16 |
| （4）65歳以上の障害者または65歳未満の者への虐待について .....          | 19 |
| （5）住所と居所が異なる場合の対応 .....                       | 19 |
| （6）高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応 .....                  | 20 |
| （7）財産上の不当取引による被害の防止 .....                     | 21 |
| 4 高齢者虐待の未然防止・早期発見の取り組み .....                  | 22 |
| （1）虐待の未然防止につながる取り組み .....                     | 22 |
| （2）虐待の早期発見・早期対応 .....                         | 24 |
| （3）地域支援事業（生活支援体制整備事業）及び重層的支援体制整備事業と虐待予防 ..... | 27 |
| 5 高齢者虐待対応の基本的考え方と視点 .....                     | 28 |
| （1）高齢者支援の視点 .....                             | 28 |
| （2）養護者への支援の視点 .....                           | 29 |
| （3）組織的な虐待対応の視点 .....                          | 34 |
| （4）地域包括支援センターへの事務委託と虐待対応 .....                | 35 |
| 6 「高齢者虐待対応帳票」の目的と構成 .....                     | 36 |
| （1）高齢者虐待対応帳票の目的 .....                         | 37 |
| （2）帳票の構成 .....                                | 37 |
| （3）各帳票の種類 .....                               | 37 |
| Ⅱ 養護者による高齢者虐待対応の流れ .....                      | 47 |
| 1 初動期段階 .....                                 | 47 |
| （1）初動期段階の概要 .....                             | 47 |
| （2）初動期段階に該当する法的根拠 .....                       | 47 |
| （3）相談・通報・届出の受付 .....                          | 47 |
| （4）初回相談の内容の共有と、事実確認を行うための協議 .....             | 51 |
| （5）初動期段階の事実確認 .....                           | 55 |

|  |            |
|--|------------|
| (6) 高齢者や養護者への訪問調査 .....                    | 57         |
| (7) コアメンバー会議.....                          | 64         |
| (8) 初動期段階の評価会議.....                        | 75         |
| <b>2 本人の安否が確認できない場合(立入調査) .....</b>        | <b>78</b>  |
| (1) 法的根拠と法の解説.....                         | 78         |
| (2) 立入調査の要否の判断.....                        | 78         |
| (3) 立入調査の事前準備 .....                        | 80         |
| (4) その他の関係者との連携 .....                      | 80         |
| (5) 立入調査の実施.....                           | 84         |
| (6) 立入調査記録の作成 .....                        | 84         |
| <b>3 緊急性が高く、分離保護が必要な場合 .....</b>           | <b>85</b>  |
| (1) やむを得ない事由による措置.....                     | 85         |
| (2) 居室の確保と措置による定員超過.....                   | 96         |
| (3) 面会制限 .....                             | 98         |
| <b>4 対応段階.....</b>                         | <b>104</b> |
| (1) 対応段階の概要と範囲 .....                       | 104        |
| (2) 虐待のリスク要因.....                          | 105        |
| (3) 情報整理項目と虐待発生リスク.....                    | 106        |
| (4) 終結に向けたアセスメントと支援メニューの検討.....            | 108        |
| (5) 虐待対応計画(案)の作成.....                      | 110        |
| (6) 虐待対応ケース会議.....                         | 111        |
| (7) 成年後見制度 .....                           | 112        |
| (8) 対応段階の評価会議 .....                        | 117        |
| <b>5 終結 .....</b>                          | <b>120</b> |
| (1) 評価のまとめと今後の対応についての協議.....               | 120        |
| (2) 虐待対応を終結させる必要性(終結段階) .....              | 121        |
| <b>第2章 養介護施設従事者等による虐待－市町村対応編－ .....</b>    | <b>125</b> |
| <b>1 定義・概略.....</b>                        | <b>127</b> |
| (1) 養介護施設従事者による高齢者虐待のとりえ方.....             | 127        |
| <b>2 相談・通報等の受理時の対応 .....</b>               | <b>132</b> |
| (1) 通報等の対象 .....                           | 132        |
| (2) 通報等を受けた際の留意点 .....                     | 132        |
| (3) 高齢者の居所と家族等の住所地が異なる場合 .....             | 133        |
| (4) 通報者の保護 .....                           | 133        |
| (5) 通報等による不利益取扱いの禁止 .....                  | 133        |
| <b>3 相談・通報等の受理後の対応 .....</b>               | <b>137</b> |
| (1) 市町村による対応の流れ .....                      | 137        |
| (2) 市町村から県への報告・相談.....                     | 164        |
| (3) 都道府県による事実の確認.....                      | 164        |
| <b>4 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表 .....</b>     | <b>167</b> |
| <b>第3章 養介護施設従事者等による虐待－施設等における対応－ .....</b> | <b>169</b> |
| <b>1 高齢者の尊厳の確保.....</b>                    | <b>171</b> |
| (1) 権利擁護の重要性.....                          | 171        |
| <b>2 事業所内の取り組み.....</b>                    | <b>172</b> |

|  |            |
|--|------------|
| (1) 虐待防止に向けた取り組み .....   | 172        |
| (2) 身体的拘束に対する考え方・必要な手続き .....  | 176        |
| <b>3 虐待が行われた若しくは疑われた場合の対応 .....</b>  | <b>177</b> |
| (1) 養介護施設従事者等の通報義務 .....   | 177        |
| (2) 施設内での対応体制の確立 .....   | 178        |
| (3) 調査への協力 .....   | 178        |
| <b>4 施設管理者としての責務 .....</b>   | <b>179</b> |
| (1) 事実確認 .....   | 179        |
| (2) 虐待を受けた方の保護 .....   | 179        |
| (3) 相談者及び報告者の保護 .....  | 179        |
| (4) 市町村への通報、報告 .....   | 180        |
| (5) 再発防止策の検討、実施 .....  | 180        |
| (6) 家族への説明、謝罪 .....  | 183        |
| <b>5 やむを得ない事由による措置への協力 .....</b>   | <b>183</b> |
| <b>参考資料 .....</b>  | <b>185</b> |
| <b>法令 .....</b>  | <b>187</b> |
| 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(抄) .....   | 187        |
| 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則 .....  | 194        |
| 老人福祉法(抄) .....   | 195        |
| 介護保険法(抄) .....   | 199        |
| 社会福祉法(抄) .....   | 204        |
| 千葉県高齢者虐待対応市町村支援事業実施要領 .....  | 207        |
| 個人情報保護に関する法律(抄) .....  | 216        |
| 共生社会の実現を推進するための認知症基本法(抄) .....   | 218        |
| <b>通知類 .....</b>   | <b>219</b> |
| ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更について ..... | 219        |
| DV・虐待等被害者に係るマイナンバー制度における不開示措置の周知について .....                                     | 224        |
| DV等被害者への資格確認書の交付等について .....  | 228        |
| 被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について(健康保険抄) .....                                      | 231        |
| 被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱いについて(年金抄) .....   | 239        |
| 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料(税)の徴収猶予の取扱いについて .....               | 246        |
| 認知症等により判断能力が不十分な状態で急患等として医療機関を受診した方の関係者から保護の実施機関に連絡があった場合の取扱いについて .....        | 250        |

本文中、「高齢者虐待防止法」は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)、「障害者虐待防止法」は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)、「国マニュアル」は「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(厚生労働省老健局発行・令和7年3月版)、「国調査」は「「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況に関する調査結果」を指します。